

# 城下町観光事業者インバウンド受入環境整備事業 募集要領

## 1 目的

米子城跡・城下町エリア(米子城跡からおおむね元町サンロード、本通り商店街及び笑い通り商店街並びに寺町までの区域をいう。以下同じ。)における外国人観光客の受入環境の整備を行う事業者等(以下「観光関連事業者等」という。)を支援し、その受入環境の整備を進めることにより、外国人観光客の消費の拡大を図る。

## 2 交付対象者

米子城跡・城下町エリアに店舗、事業所等を有する観光関連事業者等であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

- (1) 米子市城下町観光事業者インバウンド受入環境整備補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けて整備した外国人観光客の受入環境を活用し、継続して外国人観光客を受け入れる事業計画を有すること。
- (2) 市が実施するヒアリング(事業実施の効果、外国人観光客の来訪の状況、外国人観光客の受入に係る課題等に関するもの)に協力すること。

## 3 補助内容

インバウンド観光客の受入環境整備に要する費用の3分の2に相当する額(補助上限額20万円×対象店舗数)を補助する。ただし、次の①から⑬に該当するものは補助事業の**対象外**とする。

- ①単に来訪者全般に向けた環境整備を行うための費用、②食材費、③調理器具購入費、④人件費、⑤定期会費(システム利用月額・年額等)、⑥リース・レンタル料、⑦割引やポイント還元等を行う際の元資、⑧プレゼント物品調達費、⑨コンサルティング費、⑩接待費・交際費、⑪決済手数料、⑫建設工事費、⑬その他本補助金の趣旨に鑑み不適切と認められるもの

## 4 交付申請

- (1) 本補助金の交付を希望する者は、別紙様式に必要事項を記載し、令和7年11月28日までに米子市へ提出し申請を行うこと。
- (2) 本補助金の交付決定が行われた後、正当な理由なく2(2)の誓約事項の遵守がなされないと認められるときその他法令違反等相応しくない事由を確認した場合、米子市は当該交付決定を取り消すものとし、また、すでに本補助金の交付を受けていた場合はこれを返納しなければならないものとする。

## 5 その他

- (1) その他必要な事項は米子市が別に定める。